

答申番号	平成 29 年度答申第 1 号
諮問日	平成 29 年 12 月 18 日
答申日	平成 30 年 1 月 31 日
事件番号	29 総第 66 号
答申概要	<p>(審査会の結論)</p> <p>本件審査請求は却下すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。</p> <p>(理由)</p> <p>1 本件審査請求に係る審理手続について</p> <p>本件審査請求に係る審理手続は適正に行われたものと認められる。</p> <p>2 審査会の判断について</p> <p>(1) 本件に係る法令等の規定等について</p> <p>ア 行政不服審査法第 1 条第 2 項では、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下単に「処分」という。)に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」とある。</p> <p>イ 固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、地方税法第 432 条第 1 項の規定により固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。また、同条第 3 項では、第 1 項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない旨規定している。</p> <p>ウ 本件においては、地方税法第 432 条第 1 項の規定が上記の「他の法律に特別の定めを設ける場合」に該当することから同条同項に基づき、固定資産評価審査委員会へ審査の申出を行うことが相当である。</p> <p>(2) 本件賦課決定処分の判断について</p> <p>審査請求人の求める「税額の減額」は、固定資産税課税台帳に登録された価格についての不服と解されるため、固定資産評価審査委員会への審査の申出をするべきである。</p> <p>3 結論</p> <p>よって、「審査会の結論」のとおり当審査会として判断するものである。</p>